

森林法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（使用方法） 第十三条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イゝへ （略） ト 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）<u>第百八十七条第一項に規定する林業普及指導員</u> チ （略） 二・三 （略）	（使用方法） 第十三条 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合には、次の各号に定める基準によらなければならない。 一 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イゝへ （略） ト 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）<u>第百八十七条第一項に規定する林業改良指導員</u> チ （略） 二・三 （略）